

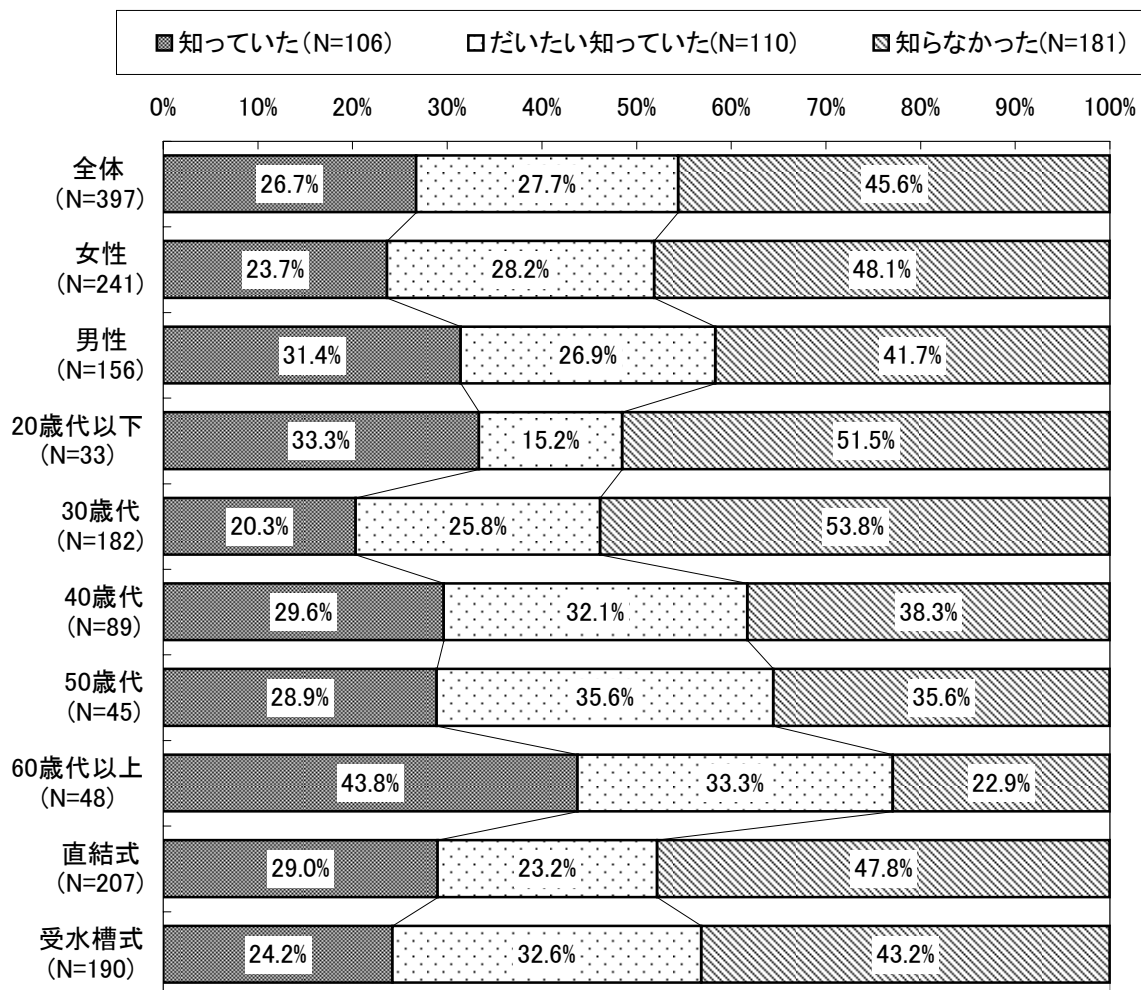
5 塩素消毒の必要性の周知度

問5 水道水は法令により残留塩素濃度を一定量以上(0.1mg/ℓ以上)保持することが定められています。あなたは、このことをモニターになる以前から知っていましたか。

- | | |
|--------------|-------|
| 1. 知っていた | 26.7% |
| 2. だいたい知っていた | 27.7% |
| 3. 知らなかった | 45.6% |

水道水は法令により残留塩素濃度を一定値以上保持することが定められていることを知っていたかについては、「知らなかった」が45.6%が最も多く、以下「だいたい知っていた」が27.7%、「知っていた」が26.7%となっている。性別では女性の方が、年代別では年代の若い方が、「知らなかった」割合が高くなっている。

図5 塩素消毒の必要性の周知度



6 水道水の水質の異常

問6 あなたは、水道水(蛇口からでる水)の水質(におい、味、色又は濁りなど)がおかしいと感じたことがありますか。

- | | |
|-------------|-------|
| 1. 感じたことがある | 53.1% |
| 2. 感じたことがない | 46.9% |

水道水の水質がおかしいと感じたことがあるかについては、53.1%のモニターが「感じたことがある」と答えている。「水道水のおいしさについて」(問4)と「水道水の水質の異常」(問6)についての関連を調べて見ると、水質の異常を『感じたことがある』と答えたモニターの半数以上が、『不満である』及び『おいしくない』と回答しており、水道水の水質に異常を感じた経験が、『不満である』及び『おいしくない』大きな要因となっている。

図6-1 水道水の水質の異常

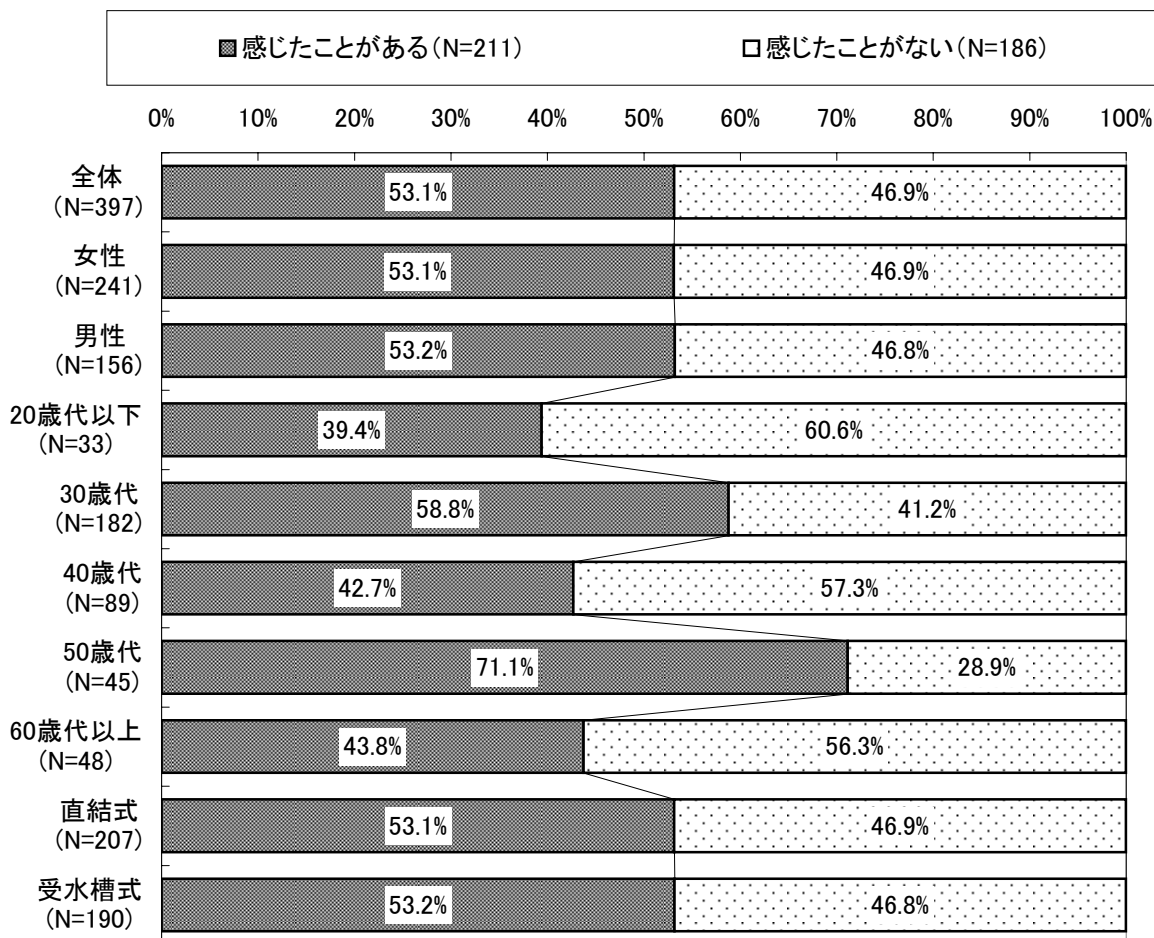


図6-2 「飲み水としての満足度について」(問2)と「水道水の水質の異常」(問6)について一クロス集計

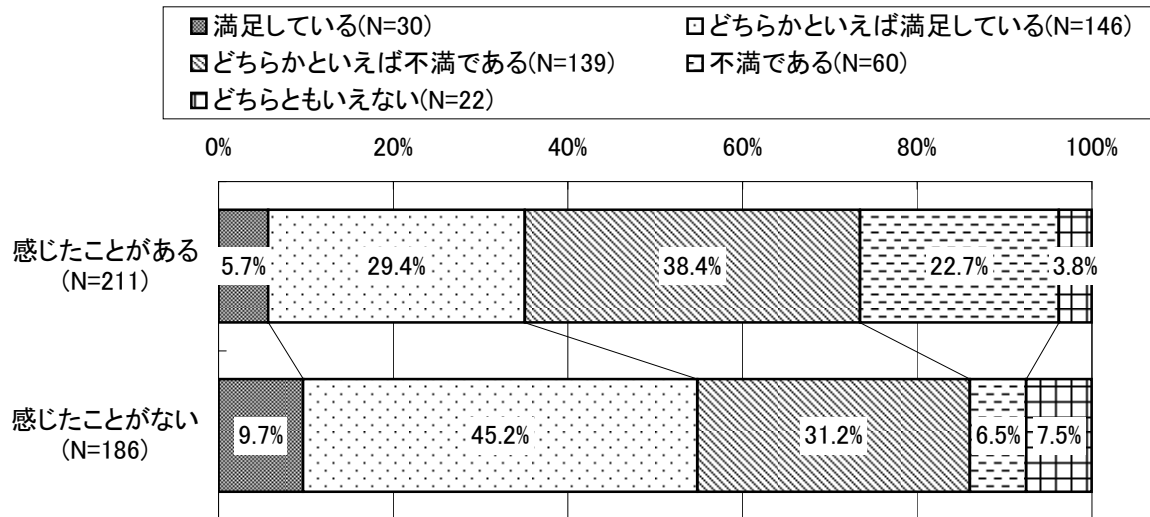
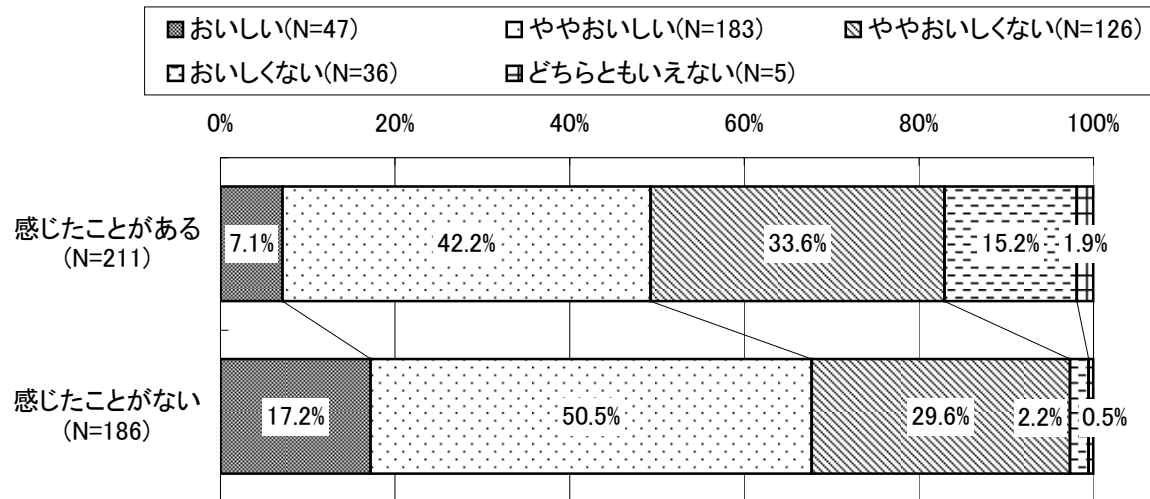


図6-3 「水道水のおいしさについて」(問4)と「水道水の水質の異常」(問6)について一クロス集計



6-2 水道水の水質がおかしいと感じた理由

問6-2 問6で「1 感じたことがある」とお答えの方に、その内容についてお尋ねします。いくつかもお選びください。

(回答数:211)

1. におい	58.3%
2. 味	48.8%
3. 色又は濁り	38.4%
4. その他	4.3%

水道水の水質がおかしいと感じた理由については、「におい」が58.3%と最も高く、「味」が48.8%、「色又は濁り」が38.4%と続いている。給水方式別では、直結式で「におい」が受水槽式より、受水槽式では「味」が直結式に比べ高い割合となっている。その他の主な意見として、「異物が混入している」があった。

図6-2-1 水道水の水質がおかしいと感じた理由(性別)

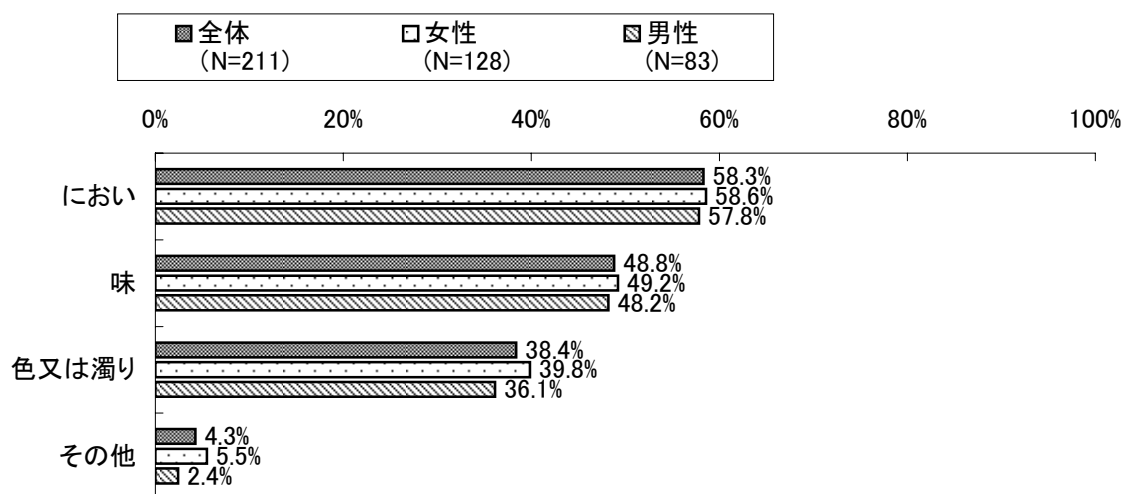


図6-2-2 水道水の水質がおかしいと感じた理由(年代別)

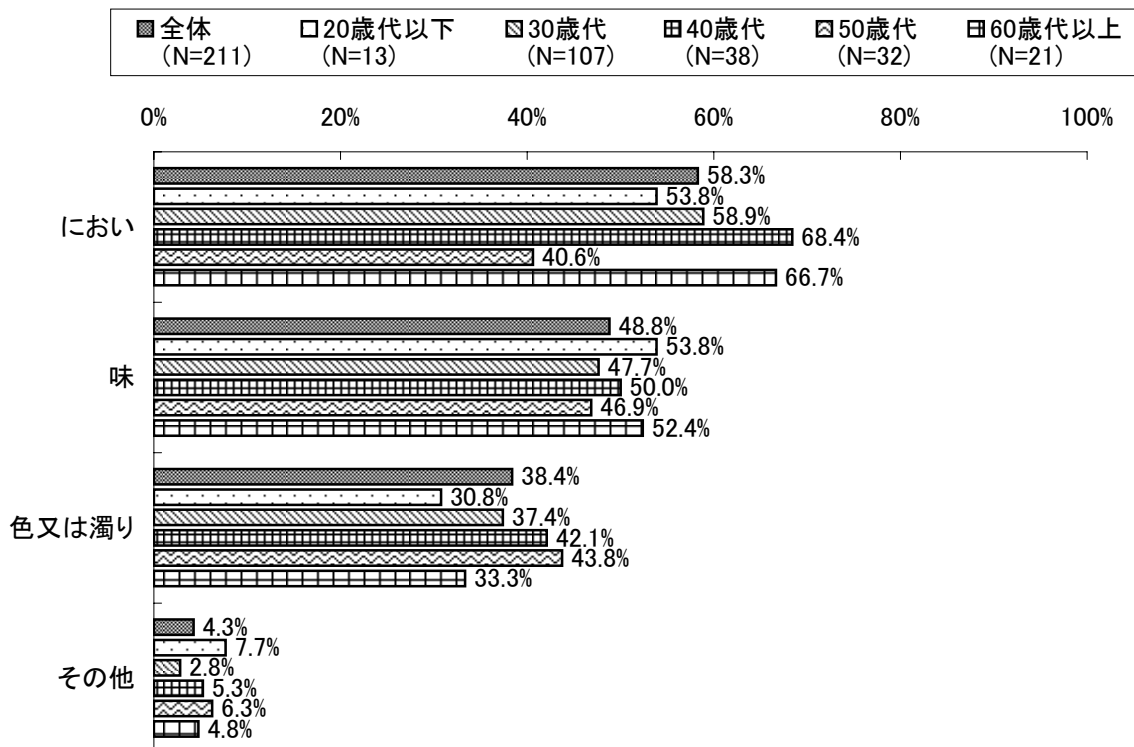
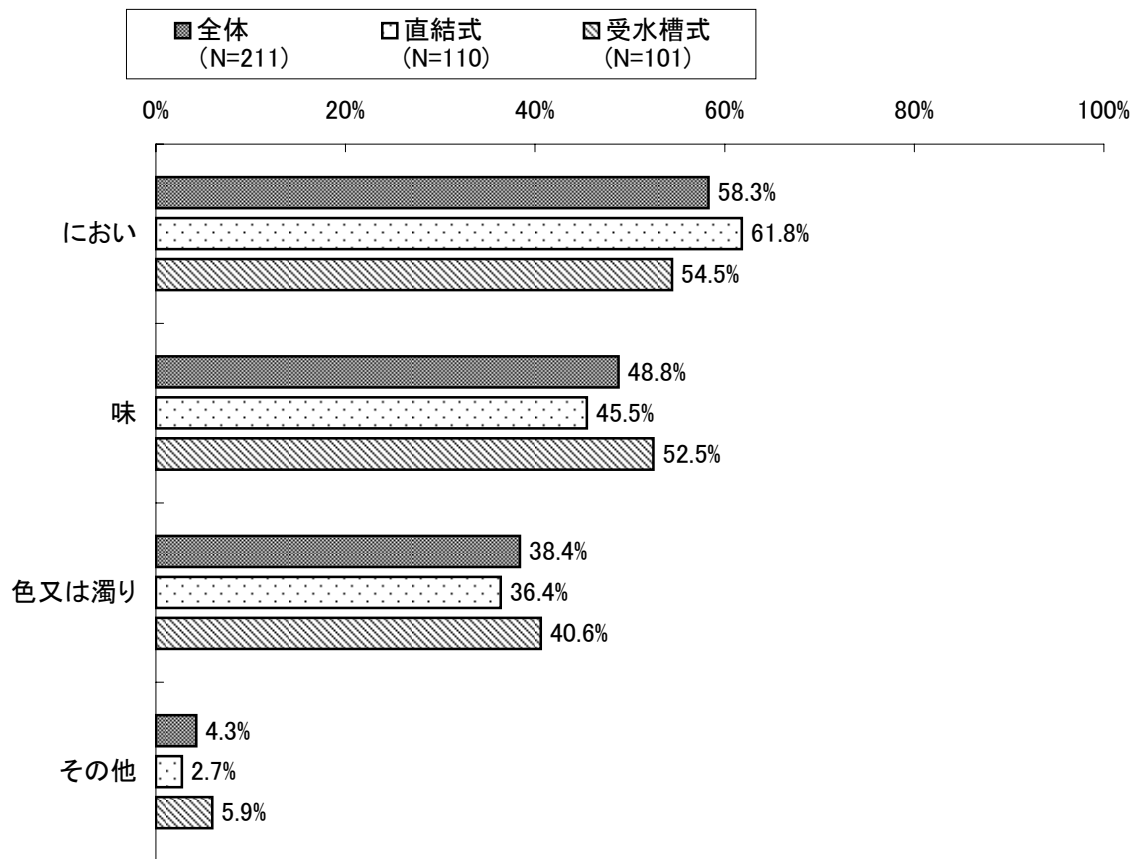


図6-2-3 水道水の水質がおかしいと感じた理由(給水方式別)



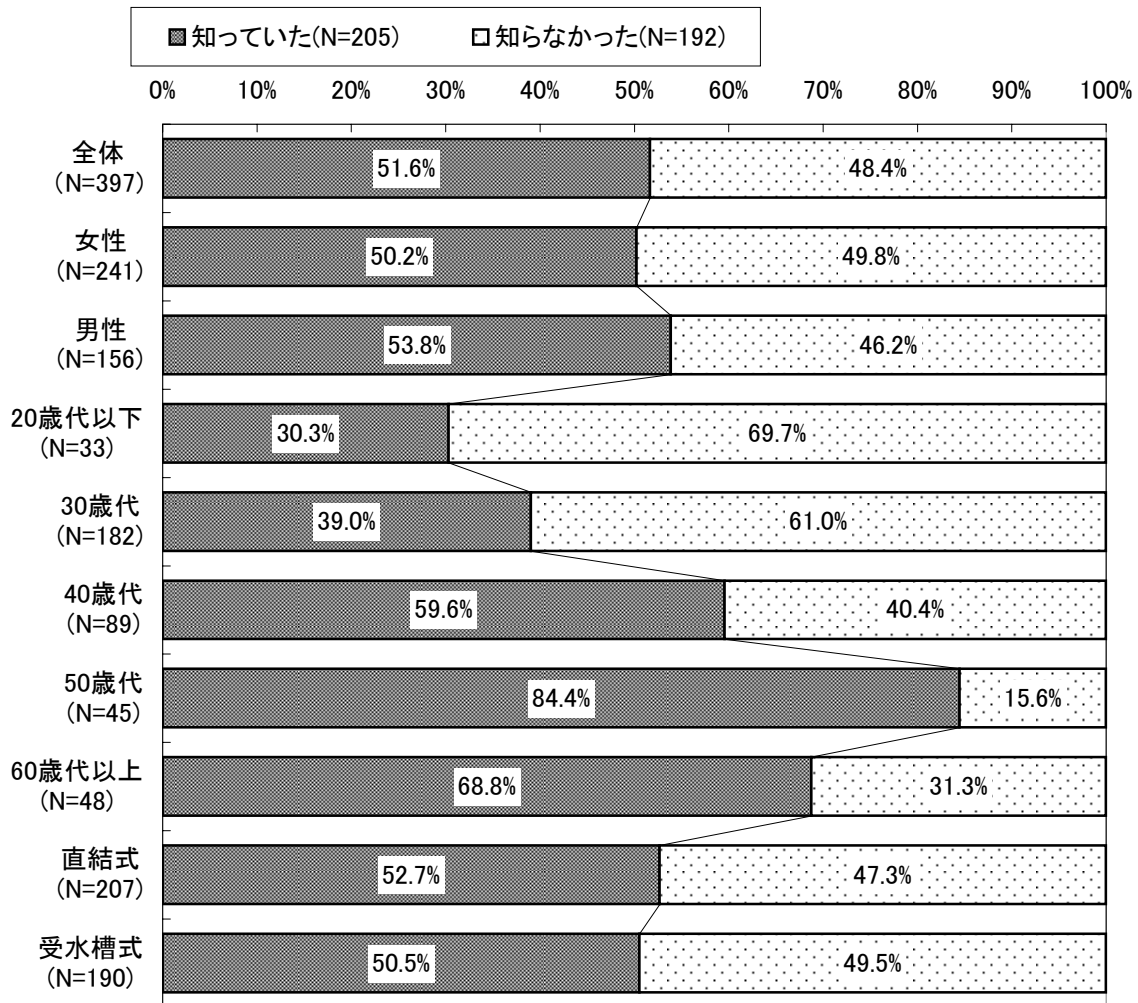
7 受水槽以下装置の管理責任の周知度

問7 受水槽方式の場合、受水槽から蛇口までの施設及び水質の管理は、設置者(管理者)の責任となりますが、あなたは、このことをモニターになる以前から知っていましたか。

- | | |
|-----------|-------|
| 1. 知っていた | 51.6% |
| 2. 知らなかった | 48.4% |

受水槽以下装置の管理責任については、「知っていた」が48.4%で、「知らなかった」51.6%を上回っている。年代別では年代が若い方が、「知らなかった」割合が高かった。

図7-1 受水槽以下装置の管理責任の周知度



7-2 受水槽内の清掃、水質検査などの周知度

問7-2 受水槽内の清掃、水質に関する検査などについての相談は、保健所で行っていますが、あなたは、このことをモニターになる以前から知っていましたか。

1. 知っていた	28.0%
2. 知らなかった	72.0%

受水槽内の清掃、水質検査等についての相談を保健所が行っていることについて知っていたかどうかについては、7割程度のモニターが「知らなかった」と回答している。性別では男性の方が、年代別では年代の高い方が「知っていた」割合が高くなっている。

図7-2 受水槽内の清掃、水質検査などの周知度

